



鋼船規則等の改正概要

一般財団法人日本海事協会 開発部

規則改正

2026年に行った規則改正：60件
(本年中に公表予定のものを含む)



規則改正に関する情報は、技術規則に関するポータルサイトに掲載

技術規則に関するポータルサイト

✓ NK技術規則に関連する情報を一元化

規則改正に関する情報の閲覧

■ 技術規則等の改正状況

発行済みの規則改正

最新の規則改正
2026年6月29日 Update →

過去の規則改正 →

審議中の規則改正案
規則改正案 →

電子版規則の閲覧・
規則PDFのダウンロード

■ 最新の技術規則・検査要領

ClassNK RuleViewer の特徴はこちら +

 **ClassNK RuleViewer** →

 技術規則・検査要領 のPDFを
ダウンロードする →

技術規則に関するポータルサイト

✓ NK技術規則に関連する情報を一元化

規則改正に関する情報の閲覧

■ 技術規則等の改正状況

発行済みの規則改正

審議中の規則改正案

 最新の規則改正
2026年6月29日 Update →

 過去の規則改正 →

 規則改正案 →

電子版規則の閲覧・
規則PDFのダウンロード

■ 最新の技術規則・検査要領

ClassNK RuleViewer の特徴はこちら +

  →

 技術規則・検査要領 のPDFを
ダウンロードする →

規則改正に関する情報提供

- ✓ 改正文書の掲載
- ✓ 各改正に関連が深い業界を明示

技術規則等の一部改正

技術規則等の一部改正（2026年6月29日発行）

「ラッシングソフトウェア」新旧対照表		
新	旧	備考
3 章 年次検査 3.2 船体、艗装、消火設備、コンピュータシステム及び備品の年次検査 3.2.3 効力試験* 年次検査では、表 B3.3 に掲げる設備及び装置について、効力試験を行う。	3 章 年次検査 3.2 船体、艗装、消火設備、コンピュータシステム及び備品の年次検査 3.2.3 効力試験* 年次検査では、表 B3.3 に掲げる設備及び装置について、効力試験を行う。	
表 B3.3 効力試験		
試験項目		試験内容
(1~14 は省略)		
15 ラッシングソフトウェア		(I) C 編 2-1 編附録書 4.3.1 に基づき、試験用附付状態を用いてラッシングソフトウェアの精度確認試験を行う。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、試験用附付状態の計算結果のコピーを含む、船長によって実施された精度確認試験の複製に代えることができる。
		参照先の変更のみ

船体						
特に関係するステークホルダー						
	日本籍	外国籍	船主	造船所	その他	解説
傾斜試験に関する検査要領	↓	↓	○	○		▶ ↓
ラッシングソフトウェア	↓	↓	○			▶ ↓
上甲板又はハッチカバーへの貨物積載	↓	↓	○	○		▶ ↓
極地氷海船における防撓材のせん断面積	↓	↓		○		▶ ↓
ラダーホーン及び舵	↓	↓		○		▶ ↓
コンテナの積付け及び固縛強度評価	↓	↓	○		○	▶ ↓
鋼船規則 C 編関連（2025 年改正 2）	↓	↓		○		▶ ↓

特に関係するステークホルダー		
船主	造船所	その他
○	○	
○		
○	○	
	○	

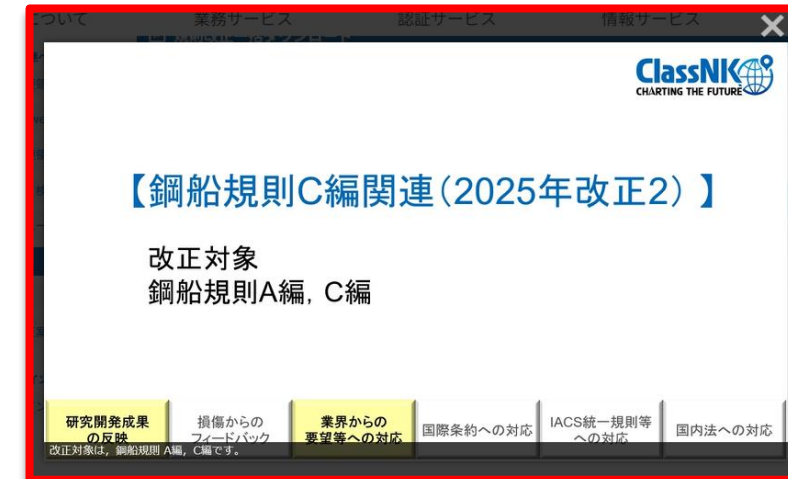
規則改正に関する情報提供

- ✓ PPTによる規則改正の解説
- ✓ 解説の掲載

技術規則等の一部改正

技術規則等の一部改正（2026年6月29日発行）

船体						
特に関係するステークホルダー						
	日本籍	外国籍	船主	造船所	その他	解説
傾斜試験に関する検査要領	↓	↓	○	○		▶ ↓
ラッシングソフトウェア	↓	↓	○			▶ ↓
上甲板又はハッチカバーへの貨物積載	↓	↓	○	○		▶ ↓
極地氷海船における防撓材のせん断面積	↓	↓		○		▶ ↓
ラダーホーン及び舵	↓	↓		○		▶ ↓
コンテナの積付け及び固縛強度評価	↓	↓	○		○	▶ ↓
鋼船規則 C 編関連（2025 年改正 2）	↓	↓		○		▶ ↓



鋼船規則 C 編関連（2025 年改正 2）に関する改正の解説

- はじめに
2026 年 6 月公表の、鋼船規則 C 編関連（2025 年改正 2）に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、鋼船規則 A 編、C 編である。なお、本改正は、2027 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶に適用される。
- 改正の背景
鋼船規則 C 編は、2022 年 7 月に全面的な改正が行われたが、その後の関連業界からのフィードバックを参考に、規則の実用性、使用性向上を目的として、継続的な見直しを行う予定としている。また、より安全性、合理性に配慮した規則となるよう研究開発で得られた知見を適切に規則に反映することとしている。このため、規則の見直し結果及び研究開発成果を反映すべく、関連規定を改めた。
- 改正の内容
主な改正点は以下のとおりである。
(1) Notation “PrimeShip-Fatigue Assessment-Direct Load Analysis (PS-FA-DLA)” の規定の見直し
直接荷重解析により求めた荷重に基づく疲労強度評価を実施した場合に、評価において考慮する波浪荷重（ワールドワイド荷重（WW）又は北大西洋荷重（NA））及び疲労設計寿命 T_{DF} を Notation “PrimeShip-Fatigue Assessment-Direct Load Analysis (PS-FA-DLA)” に追記する旨改めた。Notation の例は次のとおりである。なお、等価設計波に基づく疲労強度評価を実施する場合の Notation には既に波浪荷重及び疲労設計寿命に関する追記は含まれている。
(a) ワールドワイド荷重を用いて疲労強度評価を行った場合
PrimeShip-Fatigue Assessment-Direct Load Analysis (World Wide, T_{DF}) (略号 PS-FA-DLA (WW, T_{DF}))
(b) 北大西洋荷重を用いて疲労強度評価を行った場合
PrimeShip-Fatigue Assessment-Direct Load Analysis (North Atlantic, T_{DF}) (略号 PS-FA-DLA (NA, T_{DF}))

技術規則に関するポータルサイト

✓ NK技術規則に関連する情報を一元化

規則改正に関する情報の閲覧

■ 技術規則等の改正状況

発行済みの規則改正

最新の規則改正
2026年6月29日 **Update** →

過去の規則改正 →

審議中の規則改正案

規則改正案 →

電子版規則の閲覧・
規則PDFのダウンロード

■ 最新の技術規則・検査要領

ClassNK RuleViewer の特徴はこちら +

 **ClassNK RuleViewer** →

 技術規則・検査要領 のPDFを
ダウンロードする →

電子版規則（ClassNK RuleViewer）

- ✓ 全技術規則をウェブ上で閲覧可能
- ✓ 参照リンク・フリーワード検索で目的の条文にすぐ到達

鋼船規則A編 総則

鋼船規則A編 総則

1章 通則

1.1 一般

1.1.1 適用

■1. 登録規則1章により船級登録される鋼船の検査、構造等に関しては、この規則の定めるところによる。ただし、次の(1)から(14)に掲げる設備又は装置の検査及び構造等、安全管理システム、船舶保安システムの審査、海上労働システム並びに有害物質一覧表の検査に関しては、次による。

(1) 海洋汚染防止設備等：海洋汚染防止のための構造及び設備規則

(2) 揚貨設備（注1）：揚貨設備規則

(3) 機関区域無人化設備：自動化設備規則

(4) 潜水装置：潜水装置規則

(5) コンテナ設備のうちコンテナ：海上コンテナ規則

(6) 安全管理システム：船舶安全管理システム規則

(7) 安全設備：安全設備規則

(8) 無線設備：無線設備規則

(9) 居住衛生設備：居住衛生設備規則

(10) 船舶保安システム：船舶保安システム規則

(11) 防汚システム：船体防汚システム規則

(12) 海上労働システム：海上労働システム規則

(13) バラスト水管理設備等：バラスト水管理設備規則

(14) 有害物質一覧表：シッパサイクル規則

（注1）

旅客船を除く（総トン数300トン以上の船舶に施設される14以上の貨物の積込に使用される積貨装置に限る。

■2. 日本以外の国の船舶を有する船舶のうち特別なものについての検査、構造等に関しては、この規則の規定にかかわらず日本海事協会（以下、「本会」という。）の適当と認めることによる。

■3. 船員の確保及び育成を目的とした船員室の増設又は拡大により、総トン数500トン以上となった船舶のうち、次の(1)から(3)を満足する船舶については、この規則の規定にかかわらず、本会が適当と認めることにより総トン数499トンの船舶として規則の規定を免除又は緩和することができる。

(1) 国際航海に従事しない船舶であって、旅客船以外のものであること。

(2) 総トン数510トン未満の船舶であること。

(3) 船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大について、地方運輸局等の確認を受けたことを証する書類の交付を受けた船舶であること。

1.1.2 ばら積貨物船及び油タンカーに関する適用の特例

■1. 2006年4月1日から2015年6月30日までの間に建造契約が行われた長さ90 m以上のばら積貨物船であって、国際航海に従事し、かつ、航路を制限しないものに関しては、CSR-B編を適用しなければならない。CSR-B編に定めるものは本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、CSR-B編の規定に適切な配慮をしなければならない。

■2. 2006年4月1日から2015年6月30日までの間に建造契約が行われた長さ150 m以上の二重船殻油タンカーであって、国際航海に従事し、かつ、航路を制限しないものに関しては、CSR-T編を適用しなければならない。CSR-T編に定めるものは本規則の他編に定めるところによるが、適用にあたっては、CSR-T編の規定に適切な配慮をしなければならない。

■3. 前1.及び2.の適用にあたっては、次の定義による。

鋼船規則検査要領A編

鋼船規則検査要領A編 総則

A1 通則

A1.1 一般

A1.1.1 適用

■1. 鋼船規則（以下、本検査要領では「規則」という。）の適用にあたり、総トン数は次により定まるものとする。

(1) 1986年1月1日以降建造に着手される日本籍船舶で船舶のトン数の測定に関する法律（昭和55年法律第40号、以下、「トン数法」という。）第八条第一項の国際トン数証書又は同第七項の国際トン数確認書の交付を受けている船舶（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号又は第二号の船舶（同号の船舶にあつては、自ら漁うに從事するものに限り。）及び1994年7月18日より前に建造に着手されたトン数法第五条第一項の総トン数が1,600トン未満の非旅客船を除く。）については、トン数法第四条第一項の測定値とする。

(2) 前(1)に掲げる船舶以外の日本籍船舶については、トン数法第五条第一項の総トン数

(3) 日本籍船舶以外の船舶については、次による。

(a) 船籍国政府の発行する国籍証書に掲げられている総トン数

(b) 前(a)による総トン数にかかわらず、1994年7月18日より前に建造に着手された船舶にあつては、船籍国政府がIMO Resolution A.494を適用して、1969年トン数条約規則を使用していたトン数測定規則による総トン数の値を SOLAS適用上の総トン数としてその船に認めている場合にはその総トン数

表A1.1.1-1. 規則の免除又は緩和の一覧

免除又は緩和が可能な設備又は要件	規則番号	備考
船舶設備規程関連		
非常照明	規則H編3.2.3-3.	規則H編6.2.9を適用できる。
非常脱出用呼吸器	規則R編13.3.3	規則R編21.2.1-19を適用できる。
	規則R編13.4.7	
操舵装置の代替動力源	規則D編15.2.6	規則D編25.2.1-3.(1)を適用できる。
油圧操舵装置の付属設備	規則D編15.2.4-2., 5.及び6.	規則D編25.2.1-4.(8)を適用できる。
二重以上の発電機	規則H編3.2.1-1.及び6.	船級符号に（Restricted Greater Coasting Service）,（Coasting Service）,（Smooth Water Service）又はこれに相当する付記を有する船舶にあつては、規則H編6.2.7-1.を適用できる。それ以外の船舶にあつては、規則H編6.2.7-2.を適用できる。
主電源の発電設備が二組の場合、電力の供給が停止した場合に、自動的に他の発電設備を起動して主配電盤に接続し、推進に関係のある諸機を再始動できること。	規則H編3.2.1-3.	船級符号に（Restricted Greater Coasting Service）,（Coasting Service）,（Smooth Water Service）又はこれに相当する付記を有する船舶にあつては、規則H編6.2.7-1.を適用できる。それ以外の船舶に
主電源が並列運転して電力を供給する場合、一組	規則H編3.2.1-3.	

スペースで区切ることでAND検索

☒ 本規則検索
☐ 全規則検索

フリーワード検索が可能

- 表示中規則内の検索
- 全規則の検索

規則H編3.2.3-3.

規則R編13.3.3

規則R編13.4.7

規則D編15.2.6

規則D編15.2.4-2.,
-5.及び-6.

青字の参照番号をクリックすることで
参照先規則・条文を表示

電子版規則（ClassNK RuleViewer）

- ✓ 2025年2月に規則改正検索機能を追加
- ✓ 2005年以降に公開した規則改正に関して、対象規則や日付情報等を指定して検索可能

ClassNK RuleViewer

- 規則閲覧 -

- 規則改正検索 -

?

ClassNK

クリア

検索

結果出力

規則から探す

☒ 日本籍船舶

☒ 鋼船規則
 ☒ その他船級規則
 ☒ 登録関連規則
 ☒ 設備規則
 ☒ ISM/ISPS/MLC関連規則
 ☒ 型式承認等の証明関連規則

☐ 外国籍船舶

改正の公表日で探す・期間を指定する

☐ 公表日

~

適用の条件で探す・期間を指定する

船舶、機関、艦装品に関する規則改正

☐ 建造契約日
 ☐ 起工日
 ☐ 引渡日
 ☐ 設備の搭載日

承認又は認定等に関する規則改正

☐ 承認又は認定の申込日
 ~

検査に関する規則改正

☐ 検査申込・検査日
 ~

適用に関する条件が無い規則改正

☐ 施行日
 ~

キーワードから探す（改正の概要のテキストから検索）

改正案件から探す

規則

最新 1 年分表示

改正案件名

改正規則

適用に関する日付情報

公表日	種別	改正案件	改正する規則	適用の条件	建造契約日	起工日	引渡日	搭載日
2026/06/29	日本籍	低引火点燃料の使用に関するリスク評価における取扱い...	B GF	施行				
2026/06/29	日本籍	二酸化炭素放出抑制航行手引書(SEEMP)作成に関する指...	海洋汚染	施行				
2026/06/29	日本籍	蓄電池収納区画の換気要件	H	契約	2026/07/01			
2026/06/29	日本籍	排水管関連の規定の見直し	D	契約	2026/07/01			
2026/06/29	日本籍	微燃性冷媒	B D P PS ...	施行				
2026/06/29	日本籍	軸関連の規定の見直し	D 承認要領	施行				
2026/06/29	日本籍	無線局の免許状の電子化	無線	施行				
2026/06/29	日本籍	鋼船規則X編「コンピュータシステム」における表現等...	X	施行				
2026/06/29	日本籍	ガス安全機関区域内の燃料ガスベント管	GF	契約	2026/07/01			
2026/06/29	日本籍	実質的改造等を行う原動機における放出量確認手順	海洋汚染 原動機	施行				
2026/06/29	日本籍	簡易型船舶自動識別装置の経過措置	安全設備	施行				
2026/06/29	日本籍	ガス燃料管のフランジ継手	GF	契約	2026/07/01			
2026/06/29	日本籍	コンテナの積付及び固縛強度評価	A B C CS ...	契約	2027/07/01			
2026/06/29	日本籍	傾斜試験に関する検査要領	B	施行				
2026/06/29	日本籍	極地氷海船における防撓材のせん断面積	I	契約	2027/01/01			
2026/06/29	日本籍	鋼船規則C編関連（2025年改正2）	A C	契約	2027/01/01			
2026/06/29	日本籍	施する貨物タンクの圧力試験の指針	B	施行				
2026/06/29	日本籍	ア	B C CS	契約	2027/01/01			
2026/06/29	日本籍	上甲板又はハッチカバーへの貨物積載	A C CSR CS ...	契約	2026/07/01			
2026/06/29	日本籍	型式承認等及び同等効力に関する規定の明確化	B C CS D GF ...	施行				

条件を指定して検索

電子版規則（ClassNK RuleViewer）

✓ 検索結果の項目をクリックすると、改正の背景、改正内容等の詳細情報が表示

改正案件から探す
規則条文から探す

最新
1
年分表示

公表日	種別	改正案件
2026/06/29	日本籍	鋼船規則C編関連（2025年改正2）
2026/06/29	日本籍	船長の指示のもとに実施する貨物タンクの
2026/06/29	日本籍	ラッシングソフトウェア
2026/06/29	日本籍	ラダーホーン及び舵
2026/06/29	日本籍	上甲板又はハッチカバーへの貨物積載
2026/06/29	日本籍	型式承認等及び同等効力に関する規定の明
2026/06/29	日本籍	有害水バラスト処理設備

- 規則閲覧 -
- 規則改正検索 -

?
ClassNK

案件名	公表日	日本籍・外国籍切替
ラッシングソフトウェア	2026/06/29	🌐

改正対象

規則

B編、C編、CS編

要領

C編

改正理由

改正理由
固体ばら積貨物及び液体貨物以外の貨物を運搬する船舶においては、SOLAS VI章第5規則に基づき、主管庁より承認された貨物固縛マニュアルに基づく積載・固縛が要求されている。また、コンテナ貨物を運搬する場合には、船上のラッシングソフトウェアでの計算結果を用いて貨物を積載・固縛するのが一般的である。本規則C6を発行している。

当該統一規則は、全ての国際航海上に適用することを目的として制定されたものであるが、搭載が強制であることが明示されていなかったことから、ソフトウェアの搭載が強制であることの明確化が行われ、2025年9月にUR C6 (Rev.1)として採択された。

今般、IACS統一規則C6 (Rev.1)に基づき、関連規定を改める。

改正内容
ラッシングソフトウェアに関する以下の改正を行う。
(1) 全ての国際航海に従事するコンテナ運搬船に対してラッシングソフトウェアの搭載が強制であることの明確化を行う。
(2) 2-1編附属書3.1に規定されていたラッシングソフトウェアに関する機能要件を同編3.3に移設し、附属書3.1を削る。

施行及び適用

2027年1月1日以降に建造契約が行われる船舶（全面改正される前のC編適用船も含む）に適用

関連文章

IMO / IACS決議	UR C6 (Rev.1 Sep 2025) CLN.pdf
解説	25-1-02k.pdf
新旧対照表	

改正箇所

鋼船規則

B編 船級検査 (2026/06/29)

C編 船体構造及び船体艦装 (2026/06/29)

C編 2-1編 (2026/06/29)

3章 構造設計の原則

3.3 ラッシングソフトウェア

3.3.1 一般

3.3.1.1 一般適用

全ての国際航海に従事するコンテナ運搬船は、3-1編附属書3.1.1.3の規定に従って承認されたラッシングソフトウェアの要件に適合したソフトウェアを船上に備えなければならない。

3.3.1.2 定義

-1. ラッシングソフトウェアは、コンテナスタックの荷重を船上で解析するための電子データ処理ツールであり、B編附属書1.2.2-2「貨物固縛マニュアルの準備のための指針」に従って作成された貨物固縛マニュアルに記載されている固縛システムの要件を反映したものである。

-2. ラッシングソフトウェアは、貨物固縛マニュアルの代替ではなく貨物固縛マニュアルを補足するものである。

-3. ラッシングソフトウェアは船舶に対するツールであり、計算結果は当該船舶に対してのみ適用される。

3.3.2 取扱説明書

3.3.3 機能要件

3.3.4 試験用積付状態

3.3.5 ラッシングソフトウェアの承認

3.3.6 許容誤差

3.3.7 その他の要件

14章 艦装

14.2 コンテナ固縛設備

14.2.6 ラッシングソフトウェア

14.2.6.1 一般

3.3の規定に従いラッシングソフトウェアを船舶に搭載する場合、附属書3.3.3の要件に従い承認されたものでなければならない。

➡

改正理由・改正内容

改正による変更箇所

改正の関連文書

規則改正

2026年に行った規則改正：60件
(本年中に公表予定のものを含む)

✓ 本日は、特に影響があると考えられるものを取り上げて紹介

		公表済み	本年末頃 公表予定*	来年以降 公表予定
船体関連	コンテナの積付け及び固縛強度	○		
	統合版PrimeShip-HULLのご紹介	-	-	-
機関関連	往復動内燃機関に関するIACS統一規則の取入れ		○	
	往復動内燃機関に関するNoxテクニカルコードの改正		○	
艀装関連	タンカー以外の新造船における非常曳航設備（ETA）			○

*審議中の規則改正案としてHP公開中